

令和3年度第2号に係る清瀬市オンブズパーソンの意見の公表について

清瀬市オンブズパーソン条例（平成16年清瀬市条例第1号）第10条の規定に基づき提出された苦情申立てについて、清瀬市オンブズパーソンより当市に意見がありましたので、同条例第18条第1項の規定により次のとおり公表します。

令和3年11月29日

清瀬市オンブズパーソン



苦情申立日	令和3年9月20日
苦情申立ての趣旨 (調査事案の趣旨)	市道3173号線において、民地からせり出している草木等が安全な通行の妨げとなっているため改善してほしい。
調査開始日	令和3年10月13日
調査結果	<p>本件苦情申立ては、建築限界を超えて民地から市道にせり出している垣根及び高木の改善を求めて、清瀬市オンブズパーソンに対して申し立てられたものです。</p> <p>民地から市道にせり出している木の枝の対応については、市の道路管理義務と関係する場合がある一方で、民法等の法令上、民地から市道へせり出している木の枝であっても、土地所有者の財産であるため、緊急性が非常に高い場合を除き、たとえ市の職員であっても剪定することは難しいと考えられます。</p> <p>そのため、市としては、土地所有者に剪定を依頼して、土地所有者に剪定してもらうことが基本的な対応になると考えられます。</p> <p>その上で、オンブズパーソンが調査したところによると、本</p>

	<p>件申立て内容にあった垣根及び高木については、オンブズパーソンに苦情が寄せられる以前から、申立人より市に相談があり、市から土地所有者へ剪定の依頼を行っている経過が確認できました。</p> <p>市の依頼に対し、土地所有者も自発的に剪定を行っていましたが十分な対応とはいえなかった状況が続いていました。</p> <p>しかし、市がその後も対応を続け、草木がせり出している市道が一般の市道と較べて狭隘であったため、安全性を確保するという観点から、土地所有者の親族の協力を得て、境界までの垣根の枝の剪定作業を完了させており、そのことは写真でも確認できました。また、市道際の垣根の根については、しっかり根が張っている状況から除去が困難であるため、専門の業者を手配し年内に除去する予定であるとの報告を受けました。</p> <p>そして、高木については、高所での作業となることから専門業者等に剪定を依頼し行うことを土地所有者の側で市に確約しているとの報告も受けました。</p>
<p>意見を する対象と なる 主管課等</p>	<p>都市整備部道路交通課</p>
<p>意見の内容</p>	<p>市当局においては、高木の剪定が終わるまで引き続き土地所有者への指導を行い、今後も適切な道路管理を努めていくよう求めます。</p> <p>なお、民地から市道への木の枝のせり出しは、市域において発生し得る可能性が高く、また、住民トラブルにも発展しやすい問題であるため、市は所有者に対して、迅速かつ適切な働きかけをすることが望まれると考えます。</p>